

子育て世代包括支援センターについて

🌸 子育て世代包括支援センターとは

「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第63号）において、母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条の改正が行われ、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行う「子育て世代包括支援センター」が新たに規定され、市町村は同センターを設置するように努めなければならないとされました。

また、政府としては、令和2年度末までの全国展開を目指し取り組むこととされています。

🌸 必須業務

- 1 妊産婦・乳幼児等の実情を把握すること
- 2 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行うこと
- 3 支援プランを策定すること
- 4 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行うこと

子育て支援センターや保健センターなどの保護者の身近な場所で、保健師・助産師・保育士が、妊娠前から子育て期にある保護者の不安や悩みをお聞きし、地域の専門機関と連携して、一人一人にあった情報やサービスなどをご提案する利用者支援事業を行っています。

また、利用者支援事業を行う子育て支援センターと保健センターは相互に連携し、子育て世代包括支援センターとして子育てに関する切れ目ない支援を行っています。

子育て世代包括支援センター

保健センター 利用者支援事業（母子保健型）

保健センターには、保健師が常駐しており、助産師が配置されているところもあります。

妊娠・出産期から子育て期のそれぞれのステージにおいて、保護者、お子さんに必要な母子保健サービスを利用できるよう支援をします。



連携

子育て支援センター 利用者支援事業（基本型）

地域子育て支援センターには、保育士等の「利用者支援コーディネーター」が常駐しています。

子育ての困りごとの相談や、保育所や幼稚園などのサービスを適切に利用できるよう支援します。



連携

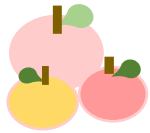
関係機関

- ・医療機関（産科・小児科等）
- ・子育て支援機関（保育所・地域子育て支援拠点事業等）
- ・保健所・児童相談所
- ・民生委員・児童委員・主任児童委員 等

相談 ↓ 助言



相談 → 助言



子育て世代包括支援センター をご利用ください

Ō X\Đ < ũ Æ M 0\#][\']d\Ù\• Ō X\Đ\Ō Ý\Ā\ō œ\ö ì\Ō\® M 0\ü \•\°É\è\Ø
U ¼ ü e) \Ñ\Ā\ž

∞\Ō - ±\μ ∞\Ō X\Đ < ũ Æ M 0\#][\']d \Ō\Đ\• ó Ĩ *]c f *]c ó X Ō\ŕ\• o " Đ\μ\ó
Ō X\Đ \Ø \i \é\ü\´ B\•\Ā\• É \Ø ç E Ý\Ō ô Ú\Ā\•³ \Ū\Ō\ô\Ō\Ĥ\Ā\É r >]c]d;]\c
Ã \Ō\Ō\ü\¾ € g\Ā\è\Ā\ž



w ÆH H FÛ dFp Ê*ñFö a æ ß Ó - |GIG•GMC

	229-3164			
	255-8864			
	245-1212			
	266-2520			
	279-8128			
	268-5800			
	292-4183			
	295-0112			
	262-7294			
	272-8089			
	225-4500	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	224-8801	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	265-5537	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	268-5832	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	292-3499	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

Ō X % * Q " H 1 ' I & = í b =

z - Ō X % < ũ Æ M 0 m ¥ q 4 * Ä * ¼